

四日市市告示第196号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第171号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
講習や研修修了が必要な資格	建築・設備・土木関係	車両系建設機械運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 玉掛け はい作業主任者技能講習 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転 クレーンの運転の業務に係る特別教育 ガス溶接 コンクリート破砕器作業主任者 地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 有機溶剤作業主任者 プレス機械作業主任者 ボイラー取扱 耐震継手 大口径耐震継手 特別管理産業廃棄物管理責任者 建築設備検査員	講習や研修修了が必要な資格	建築・設備・土木関係	車両系建設機械運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 玉掛け はい作業主任者技能講習 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転 クレーンの運転の業務に係る特別教育 ガス溶接 コンクリート破砕器作業主任者 地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 有機溶剤作業主任者 プレス機械作業主任者 ボイラー取扱 耐震継手 大口径耐震継手 特定化学物質等作業主任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 建築設備検査員

		<p>建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 特定自主検査事業内検査者 石綿作業主任者 ガス溶接作業者 配管用フレキ管講習 自由研削といしの取替えに係る特別教育 フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）使用作業特別教育 低圧電気取扱者特別講習 <u>アーク溶接特別教育</u> 登録解体工事講習 振動工具取扱い作業者特別教育 甲種危険物等取扱責任者 普通第一種圧力容器取扱作業主任者 <u>労働安全衛生規則第36条に定められた特別教育（全て対象）</u></p>			<p>建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 特定自主検査事業内検査者 石綿作業主任者 ガス溶接作業者 配管用フレキ管講習 自由研削といしの取替えに係る特別教育 フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）使用作業特別教育 低圧電気取扱者特別講習</p> <p>登録解体工事講習 振動工具取扱い作業者特別教育 甲種危険物等取扱責任者 普通第一種圧力容器取扱作業主任者</p>
		<p>介護職員初任者 移動支援従事者 居宅介護従業者 福祉用具専門相談員 <u>介護福祉士実務者研修</u></p>			<p>介護職員初任者 移動支援従事者 居宅介護従業者 福祉用具専門相談員</p>
	管理・その他	<p>職長・安全衛生責任者教育 安全衛生推進者養成講習 職長等に対する安全衛生教育 安全管理者 刈払機取扱作業安全衛生教育 産業廃棄物処理業（収集・運搬課程） 警備業務（特別講習に限る。） 特定粉じん作業に対する特別教育 E C D I S 講習 I G F コードの適用を受ける船舶向け基本訓練 <u>伐木等の業務にかかる特別教育講習会</u> <u>海上特殊無線技士</u></p>		管理・その他	<p>職長・安全衛生責任者教育 安全衛生推進者養成講習 職長等に対する安全衛生教育 安全管理者 刈払機取扱作業安全衛生教育 産業廃棄物処理業（収集・運搬課程） 警備業務（特別講習に限る。） 特定粉じん作業に対する特別教育 E C D I S 講習 I G F コードの適用を受ける船舶向け基本訓練</p>
試験	運転	(略)	試験	運転	(略)

合格が必要な資格	免許関係	
	建築・設備・土木関係	建築士 <u>建築施工管理技士（補）</u> <u>建設機械施工管理技士（補）</u> <u>管工事施工管理技士（補）</u> <u>造園施工管理技士（補）</u> 建築設備士 測量士（補） 舗装施工管理技術者 電気工事士 <u>電気工事施工管理技士（補）</u> 電気主任技術者 電気通信工事担任者 <u>電気通信工事施工管理技士（補）</u> <u>土木施工管理技士（補）</u> エネルギー管理士 <u>特定化学物質等作業主任者</u> 危険物取扱者 <u>危険物取扱責任者</u> <u>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</u> 技術士 技能士 ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士 <u>消防設備士</u> 給水装置工事主任技術者 公害防止管理者 建築物石綿含有建材調査者 <u>解体工事施工技士（登録解体工事試験）</u>
	福祉関係	（略）
管理・	衛生管理者 RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）	

合格が必要な資格	免許関係	
	建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士 建設機械施工技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 建築設備士 <u>測量士・測量士補</u> 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士 土木施工管理技士 エネルギー管理士 危険物取扱者 技術士 技能士 ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士 給水装置工事主任技術者 公害防止管理者 建築物石綿含有建材調査者
	福祉関係	（略）
管理・	衛生管理者 RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）	

<p>その他</p>	<p>職業訓練指導員 宅地建物取引士 日商簿記検定 ファイナンシャル・プランニング技能士 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 建築物環境衛生管理技術者 行政書士 キャリアコンサルタント キャリアコンサルティング技能検定 <u>医療機器販売・貸与管理者基礎講習</u> <u>浄化槽技術管理者</u> <u>エックス線作業主任者</u> <u>液化石油ガス設備士</u> <u>液化石油ガス調査員講習</u> <u>保安業務員</u> <u>高圧ガス販売主任者</u></p>	<p>その他</p>	<p>職業訓練指導員 宅地建物取引士 日商簿記検定 ファイナンシャル・プランニング技能士 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 建築物環境衛生管理技術者 行政書士 キャリアコンサルタント キャリアコンサルティング技能検定</p>
------------	---	------------	--

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者
電話番号 ()

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第3条に規定する事業を実施するので、同要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の概要（別紙）
- (2) 収支予算書
- (3) 実施主体の概要
(資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの、会員名簿等)
- (4) 完納証明書
- (5) その他

事業の概要（別紙）

（１）講習会等の内容

①取得資格等	
②実施機関	
③受講日程	年 月 ～ 年 月
④資格取得見込	年 月

（２）受講者氏名

氏名
計 _____ 名

第3号様式を次のように改める。

(第3号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金

計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号一 で交付決定通知のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更理由

3 変更内容

4 その他

(1)変更収支予算書

(2)その他

第5号様式を次のように改める。

(第5号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金
交付決定取消届出書

年 月 日付け 第 号一 で交付決定通知のあった
四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、下記のとおり事
業を取消したいので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付
要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 取消する資格・免許名
- 2 取消理由
- 3 取消額

第7号様式を次のように改める。

(第7号様式)

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市
団体名
代表者

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定による事業を実施したので、同要綱第10条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1 事業の結果

(1) 講習会等の内容

①取得資格等	
②実施機関	
③受講日程	年 月 日 ～ 年 月 日

2 資格等取得者氏名

氏名
計 _____ 名

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 収支を証する書類の写し
- (3) 事業の実施を証する書類 (修了証等の写し等)
- (4) その他

第8号様式を次のように改める。

(第8号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

(代表者の署名または記名押印)

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込希望口座	銀行	支店							
	金庫								
	農協	出張所							
	<口座種別> 普通 当座								
	<口座番号>								
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	<口座名義人(フリガナ)>								

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第139号)	(略)	
四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第357号)	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第139号)	(略)	
<u>四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第171号)</u>	<u>第1号様式、第3号様式、第5号様式、第7号様式及び第8号様式</u>	<u>第8号様式については、署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る。</u>
四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第357号)	(略)	
(略)		

(商工農水部商工課)